

岐阜県公報

号外 (五) 平成二十六年 四月 一日

目次

規則

岐阜県優良宅地認定事務施行規則及び岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

(建築指導課)

一

告示

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の三の表に規定する機関に関する告示の一部改正

(建築指導課)

三

規則

岐阜県優良宅地認定事務施行規則及び岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県優良宅地認定事務施行規則及び岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

(岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部改正)

第一条 岐阜県優良宅地認定事務施行規則(昭和四十九年岐阜県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八及び第六十三条第三項第五号イに規定する」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八、第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イの」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八又は第六十三条第三項第五号イ」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」に改め、「規定に基づく」を削る。

第八条中「当該造成区域内」を「当該造成区域内」に、「権限」を「権原」に、「第三十一条の二第二項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八」に、「第六十二条の三第四項第十五号八」を「第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、

「優良宅地」とし、その「なほ、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハに規定するつては住宅建設の用に供する優良な宅地」の供給に寄与するも認定を申請します。

「租税特別措置法」第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定に基づき、優良な宅地（同法第31条）の造成にあつては住宅建設の用に供する優良な宅地」の供給に寄与するも認定を申請します。

第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定により、第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ、第68条の69第3項第5号イ

優良な宅地の「なほ、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハに規定するつては住宅建設の用に供する優良な宅地」の供給に寄与するも認定を申請します。

「租税特別措置法」第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定に基づき、優良な宅地（同法第31条）の造成にあつては住宅建設の用に供する優良な宅地」の供給に寄与するも認定を申請します。

第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定により、第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定に基づき、優良な宅地（同法第31条）の造成にあつては住宅建設の用に供する優良な宅地」の供給に寄与するも認定を申請します。

第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定により、第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定に基づき、優良な宅地（同法第31条）の造成にあつては住宅建設の用に供する優良な宅地」の供給に寄与するも認定を申請します。

第15号ハに規定する宅地の造成にあつては住宅建設の用に供する優良な宅地」とし、その「なほ、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハに規定するつては住宅建設の用に供する優良な宅地」の供給に寄与するも認定を申請します。

「租税特別措置法」第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定に基づき、優良な宅地（同法第31条）の造成にあつては住宅建設の用に供する優良な宅地」の供給に寄与するも認定を申請します。

第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定により、第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ、第68条の69第3項第5号イ

優良な宅地の「なほ、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハに規定するつては住宅建設の用に供する優良な宅地」の供給に寄与するも認定を申請します。

「租税特別措置法」第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定に基づき、優良な宅地（同法第31条）の造成にあつては住宅建設の用に供する優良な宅地」の供給に寄与するも認定を申請します。

第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定により、第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハの規定に基づき、優良な宅地（同法第31条）の造成にあつては住宅建設の用に供する優良な宅地」の供給に寄与するも認定を申請します。

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社